

大気汚染防止法の対象となる水銀排出施設

施設名		規模要件	
1	石炭専燃ボイラー 大型石炭混燃ボイラー	<ul style="list-style-type: none"> ●伝熱面積10㎡以上 ●燃焼能力50ℓ/時以上 	
2	小型石炭混燃ボイラー		
3	非金属の製造に 用いられる 精錬及び焙焼の工程	(一次施設) 銅又は工業金	金属の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉 (ペレット焼成炉を含む。)及び煅焼炉/金属 の精錬の用に供する溶鋳炉(溶鋳用反射 炉を含む。)、転炉及び平炉： ●原料処理能力1 t /時以上
4		(一次施設) 鉛又は亜鉛	金属の精製の用に供する溶解炉 (こしき炉を除く。)： ●火格子面積1㎡以上 ●羽口面断面積0.5㎡以上 ●燃焼能力50ℓ/時以上 ●変圧器定格容量200kVA以上
5		(二次施設) 銅、鉛又は亜鉛	銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼 炉、焼結炉(ペレット焼成炉を含む。)、 溶鋳炉(溶鋳用反射炉を含む。)、転炉、 溶解炉及び乾燥炉： ●原料処理能力0.5 t /時以上 ●火格子面積0.5㎡以上 ●羽口面断面積0.2㎡以上 ●燃焼能力20ℓ/時以上
6		(二次施設) 工業金	鉛の二次精錬の用に供する溶解炉： ●燃焼能力10ℓ/時以上 ●変圧器定格容量40kVA以上 亜鉛の回収の用に供する焙焼炉、焼結炉、 溶鋳炉、溶解炉及び乾燥炉： ●原料処理能力0.5 t /時以上
7	廃棄物焼却炉 (一般廃棄物/産業廃棄物/下水汚泥焼却炉)	<ul style="list-style-type: none"> ●火格子面積2㎡以上 ●焼却能力200kg/時以上 	
8	水銀含有汚泥等の焼却炉等	水銀回収義務付け産業廃棄物 又は水銀含有再生資源を取り扱う施設 (加熱工程を含む施設に限る。) ※施設規模による裾切りはなし。	
9	セメントの製造の用に供する焼成炉	<ul style="list-style-type: none"> ●火格子面積1㎡以上 ●燃焼能力50ℓ/時以上 ●変圧器の定格要量200kVA以上 	